

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料

第 1 0 3 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の内容	
(1) 標準化基準に適合する新税系システムの軽自動車税（種別割）減免申請書の記載事項見直しに伴う関係条文の整理	2 ～ 4
2 長崎市税条例新旧対照表	5 ～ 9

財 務 部
令 和 7 年 9 月

1 改正の内容

(1)標準化基準に適合する新税系システムの軽自動車税（種別割）減免申請書の記載事項見直しに伴う関係条文の整理 (市税条例第61条及び第61条の2関係)

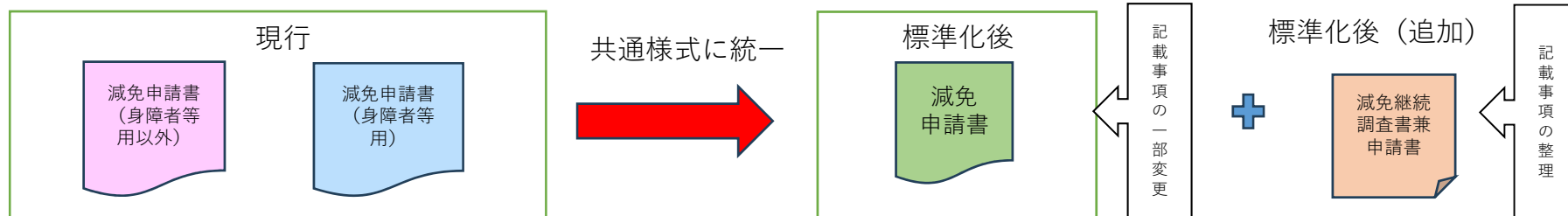
ア 改正の背景

長崎市は、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、原則として令和7年度末までに現行のシステム事業者が開発する標準準拠システムに移行することとしており、軽自動車税に係る業務で使用している税系システムについては、令和8年1月5日稼働予定としている。

標準準拠システムで使用する軽自動車税（種別割）の減免申請書について、国は「税務システム標準仕様書」で帳票様式を規定しており、それに伴い、記載事項の見直しが生じたため、当該減免申請書の記載事項を規定している長崎市税条例（以下「税条例」という。）について関係条文を整理するもの。

イ 改正の内容

現在、軽自動車税（種別割）の減免申請書は、身体障害者等用とそれ以外の2種類の帳票を規定しているが、標準仕様書では、それらが共通様式に統一されるとともに、新たに身体障害者等用の軽自動車税（種別割）減免継続調査書兼申請書が追加されたため、税条例の記載事項の一部を変更するもの。



この新しい帳票様式では、「賦課年度」、「納期」、「税額」等の事項が不記載となっており、また「年齢」が「生年月日」、「障害の程度」が「障害の区分及び等級」に変更されるなど税条例の第61条（種別割の減免）及び第61条の2（身体障害者等に対する種別割の減免）に規定される減免申請書の記載事項を税務システム標準化の減免申請書の記載事項に合わせるため、税条例について関係条文の整理を行うもの。

税条例改正箇所	主な変更部分	
	改正前	改正後
第61条 (身体障害者等以外の減免)	①当該軽自動車等について減免を受けようとする <u>年度、納期、税額</u> ②身体障害者等の <u>年齢</u>	① <u>記載なし</u> ②身体障害者等の <u>生年月日</u>
第61条の2 (身体障害者等の減免)		

R 7 申請件数（参考）

- ・減免申請書（身障者等用以外） 208件
- ・減免申請書（身障者等用） 393件
- ・身障者等減免継続届出書 339件

1 改正の内容

(1)標準化基準に適合する新税系システムの軽自動車税（種別割）減免申請書の記載事項見直しに伴う関係条文の整理 (市税条例第61条及び第61条の2関係)

ウ 施行日

令和8年1月5日（標準化基準を満たした帳票の利用開始日）

エ 新旧帳票レイアウト（参考）

減免申請書（身体障害者等用以外）

第40号様式の3

軽自動車税（種別割）減免申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住所(所在地)	氏名(名称)
納税義務者の個人番号又は法人番号	
次のとおり軽自動車税(種別割)の減免をしてくださるよう証拠書類を添えて申請します。	
賦課年度 年度	納期 円
主たる定置場の位置	
使用者 住所 氏名又は名称	
所有者 住所 氏名又は名称	
車両番号又は 標識番号	種 別
車 名	形 状
車体番号又は 車台番号	用 途
総排気量又は 定格出力	型 式
型式認定番号	原動機の型式
減免を受けようとする理由	

注1 この申請書には、減免を受けようとする理由を詳細に記載してください。
2 この申請書は、納期限までに提出してください。

減免申請書（身体障害者等用）

第40号様式の4

軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用)	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住所	氏名
次のとおり軽自動車税(種別割)の減免をしてくださるよう証拠書類を添えて申請します。	
賦課年度 年度	納期 円
納税義務者 住所 氏名 個人番号又は法人番号	身体障害者等との関係
身体障害者等 住所 氏名 年齢	
身体障害者手帳等の内容 番号 交付年月日 障害等級	
軽自動車等を運転する者 住所 氏名 身体障害者等との関係	
運転免許証の内容 番号 交付年月日 有効期限	
減免を受けようとする軽自動車等 主たる定置場 使用目的	
備 考	

注1 この申請書を提出するときは、身体障害者手帳等及び運転免許証を提示してください。
2 この申請書は、納期限までに提出してください。

減免申請書（全て）

新しい帳票様式（1種類）

宛先(提出先):長崎市長 様

軽自動車税(種別割)減免申請書

軽自動車税(種別割)の減免について下記のとおりに申請します。

◆減免の申請者	住所(所在地)	電話番号	個人番号(法人番号)
◆減免を申請する理由(減免申請の種類)			
◆減免を受ける軽自動車等	種別及び用途	総排気量又は定格出力	
車両情報	車両番号(標識番号)	型式	最高出力
	原動機型式	形状	
定置場	使用目的		
◆身体障害者等に係る情報等	□納税義務者に同じ		
障 害 者	住所	氏名	生年月日
	□納税義務者に同じ		
障害者手帳の番号	手帳の種類	□身体障害 □聴覚障害 □精神障害	
障害の区分及び等級(種別)	手帳の交付年月日		
運 転 者	住所(所在地)	氏名	障害者との関係
	□納税義務者に同じ □障害者に同じ		
(備考)			

【お問い合わせ先】

提出期限: 年 月 日

※必ず上記の期限までに提出ください。

1 改正の内容

(1)標準化基準に適合する新税系システムの軽自動車税（種別割）減免申請書の記載事項見直しに伴う関係条文の整理 (市税条例第61条及び第61条の2関係)

エ 新旧帳票レイアウト（参考）

減免継続調査書兼申請書（身体障害者等用）

追加された帳票様式

宛先(提出先):長崎市長 様

軽自動車税(種別割)減免継続調査書兼申請書

軽自動車税(種別割)の減免について下記のとおり申請します。

▲減免の申請者

納税者 氏名 (住所)	住所 (所在地)	電話番号	
納税者 氏名 (名称)		個人番号 (法人番号)	

はい・いいえのいずれかに○をつけてください。

前回の申請内容から変更がありますか？	はい・いいえ
--------------------	--------

前回の申請内容から変更がある方(上記ではいと回答された方)のみ下記の欄に記入してください。
記入していただくのは、変更のある項目のみで結構です。

申請車両:		令和○年度の申請内容	令和○年度の申請内容
① 障害者 手帳 に関する 事項	住 所		
	氏 名		
	納税義務者との関係		
	手帳の種類		
	手帳の番号		
	手帳の交付年月日		
	障害等級		
② 運転者 に関する 事項	障害名		
	住 所		
	氏 名		
	障害者との関係		
	運転免許の番号		
	運転免許の交付年月日		
	運転免許証の種類		
運転免許証の有効期限			

申請内容に変更がある場合には下記のものを添付してください。

①の障害者手帳に関する事項に変更がある場合…障害者手帳等の住所・氏名・障害者等級が記載されているページの写し(コピー)

②の運転者に関する事項に変更がある場合…運転免許証の写し(コピー)

※車両に変更がある場合、車検証・障害者手帳・運転免許証を持参し再申請が必要です。

オ 周知方法

- (ア) 長崎市ホームページに新減免申請書の様式を掲載し、減免申請書の変更周知を行う。
- (イ) 一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会などの関係機関へ新減免申請書の様式について周知を行う。
- (ウ) 令和8年度から使用する新減免申請書の様式について各地域センターへ周知及び配布を行う。



2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
(種別割の減免) 第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。 (1) 公益のため直接専用すると認められる軽自動車等 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等 (3) 災害により、著しい被害を受けた者が所有し、若しくは使用する軽自動車等又は著しく価値を減じた軽自動車等 (4) 電気を動力源とする軽自動車等で、内燃機関を有するもの以外のもの (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるもの 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、納期、税額及び</u>次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第4号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は<u>名称及び</u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	(種別割の減免) 第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。 (1) 公益のため直接専用すると認められる軽自動車等 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等 (3) 災害により、著しい被害を受けた者が所有し、若しくは使用する軽自動車等又は著しく価値を減じた軽自動車等 (4) 電気を動力源とする軽自動車等で、内燃機関を有するもの以外のもの (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるもの 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第4号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は<u>名称、連絡先及び</u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<u>(2) 軽自動車等の種別、車名、車台番号又は車体番号、車両番号又は標識番号、形状及び性質</u> <u>(3) 主たる定置場の位置</u> (4) 原動機の総排気量又は定格出力（第55条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力） <u>(5) 用途</u> <u>(6) 軽自動車等の所有者等となった日</u> 3 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項本文の申請があったものとみなす。 4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等	<u>(2) 軽自動車等の種別、用途、車両番号又は標識番号、型式、登録年月日、形状及び主たる定置場の位置</u> <u>(3) 原動機の型式及び総排気量又は定格出力（第55条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> 3 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項本文の申請があったものとみなす。 4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を	含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
提示するとともに、<u>次に掲げる</u>事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。 <u>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</u> <u>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</u> <u>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</u> <u>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</u> <u>(5) 減免を受けようとする年度、納期及び税額</u> <u>(6) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> <u>(7) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</u>	カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める</u>事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。 <u>(1) 前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていない場合 次のアからオまでに掲げる事項</u> <u>ア 減免を受ける者の氏名、住所、連絡先及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）</u> <u>イ 軽自動車等の種別、用途、車両番号、主たる定置場の位置及び使用目的</u> <u>ウ 身体障害者等の氏名、住所、生年月日及び障害の区分</u> <u>エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、種類、等級及び交付年月日</u> <u>オ 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</u> <u>(2) 前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けた場合 次のアからウまでに掲げる事項</u> <u>ア 身体障害者等の氏名、住所及び障害名並びに種別割の納税義務者との関係</u> <u>イ 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限及び運転免許の種類</u> <u>ウ 前号ア、エ及びオに掲げる事項</u>

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者が、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 <u>6 第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、第2項又は第4項の申請があったものとみなす。</u> <u>7 前条第4項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。</u>	3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者が、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 <u>6 前条第4項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。</u>